

ネーミングライツパートナーの募集について

1. 目的

県有財産の有効活用により自主財源を確保し、施設利用者のサービスの維持・向上および安定した経営基盤の確立を図るため、施設に愛称を命名する権利を取得するネーミングライツパートナーを募集する。

2. 募集対象施設

(1) 募集概要

(単位:千円)

施設名		ネーミングライツ料 (年額・税込) [希望額]	契約期間
指定管理施設	近江富士花緑公園(野洲市)	3,000	H26.4.1~ H31.3.31 (5年間)
県直営施設	山門水源の森(長浜市)	1,000	
	県民の森(栗東市)	600	
	結いの森・藤尾(大津市)	300	
	滋賀里県有林(大津市)	200	
	南郷県有林(大津市)	200	
	塩津県有林(長浜市)	200	
	角川県有林(高島市)	200	

(2) 命名条件

山門水源の森は、愛称の一部に「山門水源の森」の文字を使用することを条件とします。

(3) ネーミングライツパートナー特典

施設への広告設置権などネーミングライツパートナーからの申し出により、別途協議の上、決定します。

(4) 愛称の表示

愛称は、施設の入り口の看板、敷地内の案内板、印刷物、施設のホームページ等に表示します。

(5) 愛称の普及・促進

県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において、愛称を使用するとともに、指定管理者やメディア、県内各市町に対し、愛称の使用を働きかけます。

3. 応募資格

各施設のネーミングライツパートナーとして応募資格を満たす法人で、次に該当しないもの。(入札参加制限、指名停止、税の滞納、暴力団、政治、宗教、風俗営業、消費者金融、たばこ、ギャンブル、美容整形等)

4. 募集期間

平成25年9月下旬から平成25年11月末まで(予定)

5. 選定方法および選定基準

別途設置する選定委員会において、応募資格、愛称案、ネーミングライツ料、経営の安定性、地域貢献等を総合的に審査し、候補者を決定します。

その後、決定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合契約を締結します。

6. 今後の予定

9月下旬 募集開始

12月 ネーミングライツパートナーの選定

1～3月 契約締結、施設名表示等の変更

ネーミングライツ募集施設

琵琶湖環境部森林政策課

山門水源の森

- ・長浜市西浅井町山門
- ・JR永原駅から7km
- ・木之本ICから13km
- ・年額100万円



塩津県有林

- ・長浜市西浅井町杵掛
- ・国道8号JR塩津駅から4km、木之本ICから13km
- ・年額20万円



角川県有林

- ・高島市今津町角川
- ・国道303号保坂から5km
- （石田川ダム湖両側）
- ・年額20万円



近江富士花緑公園

- ・野洲市三上・北桜
- ・JR野洲駅から近江バス15分
- ・名神栗東ICから8km
- ・年額300万円



滋賀里県有林

- ・大津市滋賀里町
- ・京阪滋賀里駅から1km
- （東海自然歩道沿い）
- ・年額20万円



県民の森

- ・栗東市荒張・観音寺
- ・名神栗東ICから20分
- ・新名神信楽ICから25分
- ・年額60万円



南郷県有林

- ・大津市石山南郷町
- ・国道422号瀬田川洗堰から1.5km
- ・年額20万円



結いの森・藤尾

- ・大津市藤尾奥町
- ・国道161号西大津バイパス藤尾奥町ランプから1km
- ・年額30万円

